

商品概要説明書

《 リフォームローン 》 (オリエン트コーポレーション保証型)

(令和3年4月1日現在適用中)

1. 商品名	リフォームローン
2. お使いみち	<p>○申込本人またはその家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修、その他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金および他社リフォームローンの借換資金を対象とします。</p> <p>※増改築・改装・補修は、以下の住宅関連設備等の設置等についても対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台 ・住宅の増改築等に伴う冷暖房設備、給排水施設、家具・照明器具などのインテリア ・宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除 ・門、塀、車庫、物置 ・太陽光発電システム 等
3. ご利用いただける方	<p>○地区内に在住または在勤している方。</p> <p>○お借入時の年齢が20歳以上65歳以下でかつ、完済時年齢が70歳以下の方。</p> <p>○継続して安定した収入があり、前年度税込年収が200万円以上の方。</p> <p>○当JAが指定する保証機関（株式会社オリエントコーポレーション）の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当JAが定める条件を満たしている方。</p>
4. お借入金額	<p>○10万円以上1,000万円以内（1万円単位）とし、所要金額の範囲内とします。</p> <p>※ただし、組合員以外の方については、10万円以上500万円以内（1万円単位）とします。</p>
5. お借入期間	○1年以上15年以内（6ヶ月単位）
6. お借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>【固定金利型】 当初のお借入利率を、お借入期限まで適用いたします。（お借入期間中の見直し・変更はございません。）</p> <p>【変動金利型】 JAが定めた住宅ローンプライムレートを基準とした変動金利または銀行の長期プライムレートを基準とした変動金利をご選択いただけます。</p> <p>お借入後の利率は、基準日（4月1日および10月1日）の基準利率（JAが定めた住宅ローンプライムレートまたは銀行の長期プライムレート）により、年2回見直しを行います。基準日に対しそれぞれ6月および12月のご返済日の翌日から適用します。</p> <p>※「変動金利型」から、他の「変動金利型」への変更はできません。</p> <p>○お借入利率等、詳細については、当JAの窓口へお問い合わせください。</p>
7. ご返済方法	<p>○「元利均等方式」</p> <p>○「毎月返済」と「毎月・ボーナス併用返済（毎月返済に加え年2回、特定月の増額返済）」からご選択いただけます。</p> <p>※ボーナス返済分の返済合計元金は、お借入金額の50%を限度とします。</p> <p>○その他返済方法等、詳細については、当JAの窓口へお問い合わせください。</p> <p>○変動金利型の場合、お借入利率に変更があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5年間(10月1日の基準日を5回経過するまで)はご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は5年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合には、原則として最終返済期日に一括返済していただきます。</p>
8. 担保	○不要です。
9. 保証	<p>○当JAが指定する保証機関（株式会社オリエントコーポレーション）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</p> <p>ただし、保証機関が必要と判断した場合は保証人が必要となります。</p>
10. 保証料	<p>○一括前払い。お借入時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p>保証料率は ●ファーストレート・・・年1.0% ●セカンドレート・・・年1.3% ●サードレート・・・年1.6% となり審査時に保証機関が決定します。</p>
11. 団体信用生命共済	<p>○原則として団体信用生命共済への加入は不要です。</p> <p>ただし、当JAが必要と判断した場合は加入が必要となります。</p> <p>なお、共済掛金は当JAが負担いたします。</p>
12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融部金融推進課（電話：092-322-2766）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する体制を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、福岡県農業協同組合中央会が設置・運営するJAグループ福岡総合相談所【福岡県JAバン</p>

	<p>ク相談所】（電話：092-711-3855）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAグループ福岡相談所【福岡県JAバンク相談所】にお申し出ください。</p> <p>福岡県弁護士会紛争解決センター</p> <p>天神弁護士センター（電話：092-741-3208）</p> <p>北九州法律相談センター（電話：093-561-0360）</p> <p>久留米法律相談センター（電話：0942-30-0144）</p>
13. その他	<p>○お申込に際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○お借入利率は、金融情勢等により変更することがあります。</p> <p>○ご返済額の試算については、当JAの窓口へお問い合わせください。</p>